

氏 名	喬 炳 南 キョウ ヘイ ナン
学位の種類	法 学 博 士
学位記番号	論 法 博 第 51 号
学位授与の日付	昭 和 55 年 9 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	宋代地方自治制の研究

論文調査委員 (主 査) 教授 中 沢 巷 一 教授 上 山 安 敏 教授 村 松 岐 夫

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、宋代地方自治制、すなわち、その基本をなす保甲制度および郷約制度、ならびに、これを輔佐する機能をもつ社倉制度および書院制度につき、それぞれ、その発展の過程、内容と本質、目的と効果、実施の情況、他の制度との関連を解明しようとするものであって、九章からなる。

第一章「序説」では、まず、中国における地方自治制の研究のうち、前近代地方自治制の研究の不振が、清末変革期以後の「疑古の思想」、清末変革期以後の時代を背景として生じた現代的な地方自治制への研究の集中、西洋地方自治制への偏倚、史料の不足に原因することを明らかにし、つぎに、中国古代地方自治制の存否を検討し、周禮の果たした歴史的役割、民国十九年に公布された県の組織法などにおける前近代地方自治制的態様などを重視して、これを肯定する。そして、とくに宋代地方自治制を研究対象とした所以は、それが歴代地方自治制に関し相当な代表性をもち、かつ、承先啓後の顕著な特徴をもつことにあることを明らかにする。

第二章「井田制と宋代の地方自治制」では、宋代の地方自治制の中で特に重要な地位を占める保甲制の起源を井田制に求め、それが中国古代に存在していたか否かを検討し、朝鮮平壤南部の箕田の遺跡を評価しておそらく殷の末期には中国古代井田制が成立していたことを証明するものとし、殷墟文字および殷代・周代の古金文字によっても、古代井田制の存在は証明されるものとする。つぎに、周代の井田制を中心として、土地面積の区画と名称（歩・畝・尺・屋・井・通・成・終・同・封・畿）など、その形態を論じ、その機能として、合作互助・生産向上・社会福祉・文化教育・商業・賦税・警備自衛・軍事をあげ、里の単位（「一里八十戸」）および里の単位以下においては、首長民選であったことを指摘する。そして、井田制は周の末期に相当崩壊し、秦の時代に廃止されたが、井田制の機能、とくに、警備自衛および軍事などの機能は、宋代保甲制の源泉となったものとする。

第三章「宋代地方自治制の探源」では、まず、周代の井田制を改進黨・補正するものとして郷遂制を検討し、王城の郊外に実施された郷制の組織形態である比・閭・族・黨・州・郷の六級のうち比・閭、および遂制の組織形態である郷・里・鄣・鄙・縣・遂の六級のうち郷・里の組織形態が宋代保甲制度のそれと合

致し、また、これら郷遂制における六級の組織の機能が、それぞれ、「相保」・「相受」・「相葬」・「相救」・「相調」・「相資」であり、さらに、いずれの級の組織も有するところの当該地区の政令・戸籍・教育・賦貢・徴役・自衛・軍事などの機能も宋代保甲制のそれと合致することを指摘する。そして、周代につづく秦漢時代の郷亭里制、魏晉南北朝時代の地方自治制、隋唐および五代時代の地方自治制への歴史的推移を検討し、かつ、それぞれの時代の地方自治制が宋代地方自治制の源流となす所以を明らかにする。

第四章「北宋時代の地方自治制（上）―保甲制度を中心として―」では、北宋保甲制の推移を三期に分けて分析し、第一期（最初の典型の時期）（熙寧三年：西暦千七十年）には、十家で保（長は保長）、五保で大保（長は大保長）、十大保で都保を組成する（長は都保正）保甲制の組織の基本形態が完成し、保内に保丁を置き、保甲制の機能は盗賊と姦非の防止や保民の相互の保任に限られていたが、第二期（完成鼎盛期）（熙寧四年から同九年：西暦千七十一年から千七十六年まで）には、保丁に対する訓練の強化、上番・巡検・結隊法の施行により、著しく軍事と国防の機能を拡大し、第三期（廃弛衰頹期）（元豊八年：西暦千八十五年以降）には、保丁に対する訓練や上番制などが弛められたことを指摘するとともに、これら三期における保甲制の実施状況を詳細に検討する。そして、この北宋保甲制は、北宋初期の差役法にもとづき選任された里正、戸長の制度、これに引きつづく募役法のもとに選任された耆長、戸長、壮丁の制度の基盤の上に、古代井田制の主要な機能を吸収し、さらに、北宋初期から実施されていた「寓兵於農」の民兵である郷兵制を取り入れて形成・完成されるにいたったもので、「富国強兵」の時代の要求に応じたものであることを明らかにする。

第五章「北宋時代の地方自治制（下）―郷約制、義荘制、義倉制、書院制について―」では、保甲制と異なり、狭域的に、より短期間、民間人たる学者により、その郷里に限って行われた郷約制の機能（「徳業相勸」、「過失相規」、「禮俗相交」、「災難相恤」）とその形態（人事組織、會議の方法・権限など）や、郷約制とも異なり、勅許をえ、郷約制より長期間行われたが、一地区の制度というより一宗族間の制度であり、農田による農業生産により維持された義荘制の機能（構成員に対する食糧や衣料の供与、婚嫁嫁娶などの際における金銭補助、子弟の科挙の應試の奨励、子弟の教育など）とその人事組織や、凶荒の年における地方居民の救済に備え、地方自治における一種の福祉事業ともいえるべき、義倉制の実施状況や、学田からの生産により維持され、講学と蔵書を主たる機能とする書院制の内容を詳細に検討する。

第六章「南宋時代の地方自治（上）―保甲制を中心として―」では、北宋期から継承された南宋初期の保甲制において、その軍事機能が拡充され、その本来の機能のほか、郷土防衛の機能があたえられるとともに、さらに税収催納の機能をもつにいたり、南宋中期には、團籍法（團成されていた保甲の戸籍の登記の制度）が行われ、五家で小甲（長は未詳）、三十小甲で大甲を組成する（長は甲首）とともに、機能の面においても、従来の保甲制と異なり、巡警および盗賊・逃軍・闘殴などの防止のほかに、孝行の者の報告・旌賞および不孝不悌の者の報告・論処が加えられたが、中期後半、保甲制は廃弛の途をたどるにいたる推移を検討する。そして、北宋時代における郷兵制は保甲制の軍事組織の基盤の一部をなしたのに対し、南宋時代、とくに南宋初期においては、かえって保甲制が郷兵編成の基盤を成したことを指摘するとともに、南宋初期に実施され、その期間は短期であったが、郷兵制と同じく、保甲制の軍事機能を独立させたものであり、郷兵制よりも制度的に整備された忠義巡社の制度を検討する。

第七章「南宋時代の地方自治（下）—郷約制，義荘制，社倉制，書院制を中心として—」では，南宋時代の郷約制を代表するものとして，朱熹の「増損呂氏郷約」を分析し，それが基本的には北宋時代の郷約制を継承するものであること，義荘制についても，北宋時代から継承された范氏義荘のほか，多くの義荘が設けられたこと，義倉制も北宋時代の制度は南宋末期の当初まで継承されたが，義倉の米斛銭物が賑濟救助という本来の目的以外に濫用され，その目的を達することができなくなったため，あらたに，朱熹の要請により，保・大保・隊・都保・社の組織をもち，倉米の貸出・納置による饑饉の救済を主目的とするが，防盜などの機能をもつ社倉制が広く行われるにいたったこと，南宋時代には北宋時代の書院制がさらに拡充・発展したことを指摘する。

第八章「元・明・清の諸代の地方自治制と宋代地方自治制」では，元代の地方自治制として，農業生産の向上を主たる目的とし，義倉・学校の設立や地方治安を目的として，五十家をもって社を編成する（その長は社長）社制を中心とし，さらに里坊・站赤・弓手・書院の制度を検討し，明代の地方自治制として，互助・教導・賦役の徴収・裁判などを目的として，十戸をもって甲（その長は甲首），十甲をもって里を編成する（その長は里長）里甲制，里甲制の衰頹により，これを補足するため，防盜と驅盜を目的として設けられた保甲制，「徳業相勸」・「過失相規」・「禮俗相交」・「患難相恤」のほか，明太祖の聖訓の遵行や防盜防奸を目的とする郷約制を中心とし，さらに社学・社倉・書院の制度を検討し，清代の地方自治制として，警察と相互救應を目的として，十戸をもって牌（その長は牌長），十牌をもって甲（その長は甲長），十甲をもって保を編成する（その長は保長）保甲制を中心とし，さらに里甲制・郷約制や，社学・社倉・書院の制度を検討し，これらに対する宋代の地方自治制の影響を論究する。

第九章「宋代地方自治制の批判—保甲制度を中心として—」では，まず，宋代地方自治制の核心をなす王安石の保甲制の創設（神熙三年）以後における本制度に対する批判を検討し，司馬光の「教習凶器，勞民費財」や蘇轍の「保甲行而農無餘力」の評などに現われている北宋・南宋時代における圧倒的な攻撃・論難とこれに対する南宋の陸象山の反駁，元代における保甲制に対する悪評（漢民族に対する兵器所持の嚴禁は保甲制の自衛・軍事機能と矛盾する），明代・清代におけるその真価の認識，民国時代におけるその称讃にいたる過程を詳細に論述し，さらに北宋旧党が保甲制にあたえた悪評が清代にいたる八百余年も粘り強く継続した原因として，北宋旧党の陣容（人数，人物の影響力・社会的地位の強大），旧党諸学派の発展，旧党による史料の湮滅を挙げ，最後に，保甲制こそが中国の近代的地方自治制の基礎をなすものであったことを指摘する。

論文審査の結果の要旨

本論文は，中国における地方自治制の歴史的研究の不振の理由をただし，史料の選択の範囲と方法と，とくに宋代を選択した理由を明らかにした上，宋代地方自治制の中心を保甲制に求め，その起源である古代井田制をはじめとし，周代から五代時代にいたる各時代の地方自治制を検討した後，宋代保甲制の形成変化の過程とその内容を解明するとともに，特殊な自治組織として，郷約制・義荘制・義倉制・書院制などの変遷を究明し，元・明・清の諸代の地方自治制も，基本的には，宋代の地方自治制を継承するものであることを論証し，さらに，宋代の保甲制に対する北宋旧派の悪評が清代にいたるまで永く継続した原因

と同派の指摘した保甲制の弊害の有無を検証し、保甲制が中国の近代的地方自治制にあたえた影響を探求する。

本論文は、中国における地方自治制の基盤を保甲制に求め、そこに視座を据えつつ、周代から清代にいたる地方自治制を広く検討し、保甲制が中国の地方自治制に占める意義を明らかにしようとしている。史料の解釈・整理に若干の憾みなしとしないが、宋代の保甲制を手固く、かつ精力的に解明しようとした本論文は、今後、法学・政治学の立場から中国の地方自治制を研究する上で、一つの寄与をなすことであろう。よって本論文は法学博士の学位を授与するに値するものと認める。